

11月は

『ちば国保月間』です！

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように助け合う制度です。

皆さんの健康を守るための大切な制度である『国民健康保険』へのご理解と、大切な財源である『国民健康保険税』の納期内納付にご協力をお願いします。

医療費の適正化にご協力ください

医療費は年々増加傾向にあります。このまま医療費が増え続けられ、ご加入している皆さんの国民健康保険税の負担が今以上に重くなることになりかねません。まずは、医療費に関心を持ち、適切な受診にご協力ください。

整骨院や接骨院での柔道整復師が行う施術

保険診療の『対象となる場合』と『対象とならない場合』があります。施術を受ける時は、負傷原因を正確に伝え、国民健康保険が適用できるか正しく理解した上で、施術を受けましょう。

◆対象とならない場合

- ・日常生活からくる単なる肩こり・疲労・筋肉疲労・筋肉痛・腰痛・体調不良
- ・捻挫や打撲が治った後のマッサージ代わりの利用
- ・病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛みやこり
- ・症状の改善の見られない長期の施術
- ・医師の同意のない骨折や脱臼の施術（応急処置を除く）
- ・仕事中や通勤途中に起きた負傷（労働災害適用が原則）など

◆施術を受けるときの注意点

- ① 負傷原因を正しく伝えましょう
- ② 柔道整復施術療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で記入しましょう
- ③ 領収証を必ずもらいましょう
- ④ 治療が長引く場合は医師の診断を受けましょう

お問い合わせは、
国保年金課（2階）
☎2015003、FAX2016000へ。

短期人間ドックの検査費用を一部助成します

市では、国民健康保険および後期高齢者医療制度にご加入の方に、短期人間ドックの検査費用の一部を助成しています。

◆助成額

対象検査費用の7割
（限度額7万円まで）

後期高齢者医療制度短期人間ドック助成

◆対象者

次のすべての要件を満たしている方

- ・茂原市に住所を有する千葉県後期高齢者医療制度の被保険者の方
- ・納付期限の到来している後期高齢者医療保険料を完納している方
- ・平成30年度内に市で実施している健康診査を受診していない方

◆助成額

限度額3万円まで

※国民健康保険短期人間ドックについては助成対象とならない検査項目もあります。
※申請方法、対象医療機関等詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせは、
国保年金課（2階）
☎2015003、FAX2016000へ。

お知らせ

市では、広報紙の送付を希望される方に無料で郵送しています。お問い合わせは、秘書広報課☎(20)1512、FAX(20)1601へ。